|  |
| --- |
| 滋賀県　気候風土適応住宅チェックリスト |

・省エネ適判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者または設計者も、確認申請図書に当該チェックリストを添付する。

・省エネ適判が不要な場合、建築確認の申請者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。

年 月 日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物およびその敷地に関する事項 | | | | | | | | |
| 地名地番 | | | | | |  | | |
| チェック項目 | | | | | | | | チェック  （申請者又は設計者が記入） |
| 令和元年国土交通省告示第786号第１項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに  該当するものとする。 | | | | | | | | |
| 告示要件 | （１）外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。 | | | | | | | □ |
| （２）外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 | | | | | | | □ |
| （３）屋根が茅葺であること。 | | | | | | | □ |
| （４）次のアおよびイのいずれにも該当すること。 | | | | | | | | □ |
|  | | ア　次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すること。 | | | | | | |
|  | 告示要件 | | （ア）外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。 | | | □ |
| （イ）外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 | | | □ |
| （ウ）外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 | | | □ |
| 滋賀県型要件 | | （エ）工法について、貫工法であること。 | | | □ |
| （オ）柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。 | | | □ |
| イ　次の(ア)から(ウ)までのいずれか１つ以上、または、(エ)から(ク)までのいずれか３つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(ウ)までのいずれか１つ以上、または(エ)から(ク)までのいずれか３つ以上（(エ)または(オ)を含むものに限る。）に該当すること。 | | | | | | |
|  | | 告示要件 | （ア）屋根が次のいずれかの構造であること。 | | a 化粧野地天井 | □ |
| b 面戸板現し | □ |
| c せがい造り | □ |
| （イ）床が板張りであること。 | | | □ |
| （ウ）窓の過半が地場製作の木製建具であること。 | | | □ |
| 滋賀県型要件 | （エ）主たる居室の天井が天井または天井であること。 | | | □ |
| （オ）縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7ｍ以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64ｍ以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。 | | | □ |
| （カ）県産材を7.5㎥以上（そのうち構造材に３㎥以上）使用していること。 | | | □ |
| （キ）柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒（ケラバの部分を除く。）を設けていること。 | | | □ |
| （ク）自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。 | | | □ |

※上記の基準とあわせて、下記について確認を行う必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御、活用する暮らしを行う意思があること  ・気象要素を制御、活用する暮らしとは、植栽、すだれ等の利用、窓の開け閉め等を活用した暮らしを行うこと | □ |

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築ＳＤＧｓ推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説（2024 年度版）」および滋賀県型気候風土適応住宅基準　解説書を確認してください。

申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　設計者氏名：